

# 特定非営利活動法人 関東身体障害者陸上競技協会 会 員 規 程

## (総則)

第1条 特定非営利活動法人 関東身体障害者陸上競技協会（以下、本会という）の会員に関する規程については、定款に定める他、この規程の定めるところによる。

## (会員の種別)

第2条 会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を資金的に援助するために入会する個人および団体
- (3) 登録会員 本会の目的に賛同する関東地域の身体障害者およびその関係者で、本会に登録（入会）することによる会員（旧本会の正会員）

2 関東地域の範囲は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、茨城県、群馬県、山梨県、新潟県の1都8県とする。

## (入会・登録)

第3条 正会員および賛助会員として入会しようとする者は、定款第7条に従って所定の手続きにより、入会の申し込みをしなければならない。

2 登録会員は本会に登録することにより会員となり、本会の開催する事業に参加することができる。

## (顧問)

第4条 本会は定款第20条に従って顧問を置くことができる。

## (資格の喪失)

第5条 本会は次の理由により資格を停止する。それにより会員としての権利を失う。

- (1) 会費未納
- (2) 退会届の提出
- (3) 除名：定款第11条による
- (4) 死亡、失踪宣言
- (5) 本会の解散

(義務)

第6条 会員は原則として次の会費を納入しなければならない。

- |               |     |         |
|---------------|-----|---------|
| (1) 正会員 (個人)  | 年額  | 10,000円 |
| (1) 正会員 (団体)  | 年額  | 20,000円 |
| (2) 登録会員      | 年額  | 3,000円  |
| (3) 賛助会員 (個人) | 年1口 | 3,000円  |
| (3) 賛助会員 (団体) | 年1口 | 10,000円 |

(拋出金品の不変換)

第7条 既に納入した入会金、会費、その他拋出金品は返還しない。

(規程の変更または廃止)

第8条 本規程の変更または廃止は理事会の議決を要する。

付則

- 1 本規程は平成19年1月20日より施行する。